

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、土庄港の臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その区域の案を公衆の縦覧に供する。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 臨港地区の区域の案

- (1) 臨港地区の名称
土庄港臨港地区
- (2) 指定の位置
小豆郡土庄町字新開の一部
- (3) 指定の範囲
縦覧に供する図面表示のとおり
- (4) 指定の面積
約0.1ヘクタール

2 区域の案の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
香川県土木部港湾課及び土庄町役場建設課
- (2) 縦覧期間
平成19年2月23日から同年3月8日まで